

人間ドックと脳ドックの追加募集のご案内

申込期間 5月7日(水)~16日(金)
午前8時30分~午後5時
(当日消印有効)

国民健康保険(国保)と後期高齢者医療制度の加入者を対象に、半日人間ドックおよび脳ドックの受診費用を補助します。

■受診期間

利用券到着後~令和8年3月31日(火)

■自己負担額

受診費用の3割相当額(金額は医療機関・性別・胃部検査方法により異なります。後期高齢者医療制度加入者の自己負担額は、受診費用から1万1000円を差し引いた額となります)

■自己負担額(参考)

区分	国保	後期高齢
人間ドック	15,000円程度	38,000円程度
併用ドック	24,000円程度	48,000円程度
脳ドック	12,000円程度	12,000円程度

問国保医療課

(国保 = ☎983-2962、後期 = ☎983-2976)

■定員と対象者

区分	定員	申込条件
国保加入者	人間ドック 400人	①4月末日時点で6カ月以上継続して国保に加入し、保険料を完納している人 ②受診時に30歳以上75歳未満の人 ③妊娠や入院していない人
	脳ドック 300人	
後期高齢者医療制度加入者	人間ドック 100人	①市から資格確認書や被保険者証の交付を受けている人 ②後期高齢者医療保険料を完納している人 ③入院していない人
	脳ドック 50人	

※脳ドックは、前年度に市の脳ドック助成制度を利用した人は申込不可(人間ドックは申込可)。

※脳ドックに胃の検査はありません。

※定員を超えた場合は抽選で決定しますが、前年度に市の各ドック助成制度を利用していない人を優先します。

※抽選結果は5月下旬ごろに郵送にてお知らせします。

※人間ドックや併用ドックを受診した人は、同年度の特定健康診査、後期高齢者健康診査を重ねての受診不可。

申込方法

A~C次のいずれかで申請してください。

※電話による申込不可。

AWEB申込

下記二次元コードから(5月7日以降アクセス可)。



国保加入者



後期高齢者医療制度加入者

B郵送

ハガキまたは封書に一人1枚ずつ、①住所②氏名③電話番号④性別⑤生年月日⑥年齢⑦希望の医療機関名⑧健診内容(人間ドック・併用ドック・脳ドックのいずれか)⑨胃の検査法(カメラ・バリウムのいずれか)⑩保健指導等の活用のため、受診結果の写しが医療機関から市に提出される旨の同意(「同意する」と記入)を明記の上、〒614-8501 国保医療課 人間ドック受付係へ。

C窓口申込

保険証や資格確認書等を持参して国保医療課へ。

市税・国民健康保険料の納付について

市税・国民健康保険料は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供する貴重な財源です。期限内に納付をお願いします。

■納付方法

①口座振替

口座振替を希望される場合は、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(金融機関には同依頼書がない場合あり)や担当課へ提出してください。また、同依頼書の郵送を希望される場合は、担当課へご相談ください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

※残高不足等により口座振替ができなかった場合は、後日送付する督促状兼納付書を持って、金融機関窓口等で納付してください。

②スマートフォン決済アプリ

▶対象アプリ PayPay、au PAY、d払い

利用方法等の詳細は、こちらの二次元コードから。



③納付書

【市民税・府民税(普通徴収)・固定資産税・都市計画税・軽自動車税(種別割)】

市役所や全国の金融機関、コンビニで納付することができます。

【国民健康保険料】

市役所や特定の金融機関、コンビニで納付することができます。

※取扱金融機関やコンビニは、納付書の裏面をご確認ください。

④地方税統一QRコード(eL-QR)

【市民税・府民税(普通徴収)、固定資産税・

■市税・国民健康保険料の納期

固定資産税、都市計画税	5月・7月・9月・11月
市・府民税(普通徴収)	6月・8月・10月・12月
軽自動車税(種別割)	6月
国民健康保険料	6月~翌年3月の各月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

都市計画税、軽自動車税(種別割)のみ

パソコンやスマートフォンを使って「地方税お支払サイト」からクレジットカード(手数料が必要)やネットバンキング(手数料がかかる場合あり)等による納付も可能です。

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。



納期限が過ぎた場合は京都地方税機構へ移管

納期限までに納付がない場合は督促状(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

納付が困難なときは

災害や病気・けが、失業などにより、納期限までに納付が困難な場合は、納税通知書が届いてから第1期納期限(固定資産税は6月2日<月>)、市・府民税(普通徴収)と軽自動車税(種別割)、国民健康保険料は6月30日<月>)までに担当課へご相談ください。
※内容により、京都地方税機構で相談いただく場合があります。

問市税に関すること = 税務課市民税係 (☎983-2481)、国民健康保険料に関すること = 国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

自動車税(種別割)の納期限は6月2日(月)

問京都府山城広域振興局税務課 (☎0774-23-5400)

自動車税(種別割)は京都府から納税通知書を5月上旬に郵送します。納期限は6月2日(月)までです。金融機関やコンビニ、京都府の納税窓口、各種キャッシュレス納税にて納付をお願いします。

※障がいのある人のための減免制度があります。要件や必要書類等の詳細はお問い合わせください。

※市から送付する軽自動車税(種別割)の納税通知書は6月上旬に送付します。